

公益財団法人愛媛県消防協会 評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 定款の一部変更と支部規約の一部改正について

公益財団法人愛媛県消防協会定款

第1第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛媛県消防協会と称する。

(省略)

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名を副会長、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(省略)

第11章 支部

(設置)

第42条 この法人に、東予（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町）、中予（松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町）、南予（内子町、大洲市、西予市、八幡浜市、伊方町、宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町）の地区ごとに、支部を置く。

(事務所)

第43条 支部の事務所は、地区内の県の事務所、市町役場、消防本部又は消防署内に置く。

(支部長その他)

第44条 支部に、支部長を置く。支部長は、各支部の役員会、総会を経て承認された愛媛県消防協会理事（選任候補者を含む）が担当する。支部長は、支部を代表して支部の事務を総理する。

2 支部に、副支部長を置くことができる。副支部長は理事 （選任候補者を含む） が担当する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。

(省略)

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

(省略)

附 則

- 1 この定款の変更は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
大西 浩司

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和 6 年 9 月 30 日

- 4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事
大西 浩司

令和 6 年 9 月 6 日、理事 大西 浩司が全評議員 17 名に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記 1 の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 6 年 9 月 30 日までに評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、公益財団法人愛媛県消防協会定款第 20 条に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上の事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 6 年 10 月 8 日

公益財団法人愛媛県消防協会
代表理事 大西 浩 司